

# 貧困線以下の家庭を援助するための新しい制度の実施

(カナダ)

諸外国においては、近年、税制が社会保障制度のある重要な一領域に代わるべきものとみなされてきている。税制を通じた福祉的給付と社会保障との調整を考えなおすための努力は、いくつかの国で活発になされている。カナダにおける制度改正もそのひとつである。

カナダでは、1979年の初めに、低所得層を援助するための新しい税制が実施された。伝統的なタイプの税制上の福祉給付——それは低所得で、所得税を納税しない階層を除外していたが——に代って、新たに発足した児童タックス・クレジット制度は、もっとも困窮している低所得家庭に給付を与えるよう計画されたものである。

新しい制度のもとでは、家族手当の支給される18歳未満の扶養児童それぞれに対して、年間200ドル(1米ドル=1.18カナダドル)のタックス・クレジットが支給される。両親の合算所得が18,000ドルを超えるばあいは、18,000ドルを超える分1ドルに対して5セントの割合で、タックス・クレジットは減額される。

児童が2人いる家庭では、所得が18,000ドル以下のばあいは、400ドルの完全給付を受けられるわけである。所得が18,000～26,000ドルのばあいは、減額された給付が受けられ、所得が26,000ドルを超えると給付は0となる。

新しい制度の財源調達のために、政府は家族手当や税制の扶養控除等、有子家庭に対する他の所得維持制度を若干減額することを決めた。これらの改正の

総合的な効果については、もっとも困窮度の大きい190万世帯が受けとる給付は増額され、他方、平均所得より高い所得のある170万世帯の給付は若干減額されることになった。制度改正の意図は、税制における公平の増大および所得保障システムにおける効率の増大を達成することであった。なお、再構成された制度のすべての部分が生計費にスライドすることが決められている。

最近では、このように税制を通じた福祉給付の支給方法が改善され、定額の所得控除よりも、むしろ税額控除(あるいはさらにすすんで現金給付)を重視する傾向が諸外国ででてきている。

LLO, Social and Labour Bulletin.

№1, 1979. pp. 14

(都村 敦子 社会保障研究所)